

2012(平成24)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

## 民法

(120分, 総点150点)

### 試験開始の指示があるまで開かないこと

#### 注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

## 第1問

Aは、平成8年4月10日、その所有する甲土地（山林）をBに売却する売買契約を締結し、同日、代金支払いと引渡しが行われたが、所有権移転登記については、AB間の協議で、後日行うことになった。

Bは、引渡しを受けた甲土地上で、その後継続的に椎茸栽培と林業を営んでいたが、平成10年8月20日に死亡した。唯一の相続人である子Cは、当時遠隔地で会社勤めをしており、Bの死亡後も、甲土地の利用や管理ができないまま事実上放置していたが、平成12年3月に会社を辞めて家族とともに故郷に帰り、同年4月1日から、甲土地上で椎茸栽培と林業を始めた。登記については依然としてA名義のままになっていた。

平成16年6月5日にAが死亡し、子Dが単独相続した。Cと以前から何かにつけて反目しあっていたEは、甲土地をB、Cが10年以上占有していることを知りながら、登記名義がAのままになっていることを奇貨として、Cの椎茸栽培等をできなくして困らせてやろう、買戻しを申し入れてきたら相場の2倍くらいの価格で売りつけて儲けてやろうと考え、平成18年10月30日にDからこの山林を買い受け、相続を原因とするAからDへの移転登記を経て、DからEへの売買を原因とする移転登記が行われた。そして、Eは平成19年6月25日に、事情を知らないFに甲土地を転売して移転登記を行った。Cは取得時効を援用して、それによる所有権取得をFに対抗できるだろうか。(50点)

## 第2問

- (1) Xは、平成3年3月15日、Yから、Yが主に工業用のふっ化水素酸を製造するための工場用地として使用していた本件土地を買い受けた（以下、この契約を「本件売買契約」という。）。本件土地の土壤には、本件売買契約締結当時からふっ素が含まれていたが、その当時、土壤に含まれるふっ素については、法令に基づく規制の対象となっていなかったし、取引観念上も、ふっ素が土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されておらず、Xの担当者もそのような認識を有していなかった。
- (2) 平成13年3月28日、環境基本法に基づき、土壤に含まれるふっ素についての環境基準が新たに告示された。

平成15年2月15日、土壤汚染対策法及び土壤汚染対策法施行令が施行され、ふっ素及びその化合物が特定有害物質と定められた。
- (3) 本件土地につき、土壤の汚染状況の調査が行われた結果、平成17年11月2日ころ、その土壤に、法令などで定められた基準値を超えるふっ素が含まれていることが判明した。
- (4) Xは、本件土地上にマンションを建築する予定であったが、土地がこのように汚染されているため、その除染について予定外の費用がかかることになり、その費用の支払いをYに対して求めたいと考えている。現在は、平成17年12月12日である。

## 問題

Xが、Yに対してこの費用の支払い請求をする場合に、その根拠となる民法上の制度について、Yからの反論をも考慮しながら検討し、Xの請求が認められるかどうかについて述べなさい。(50点)

### 第3問

以下の各問題に答えなさい。(合計 50 点)

#### [小問1] (合計 15 点)

夫Aは、妻Bに無断で協議離婚届を提出するとともに、C女との婚姻届を提出し、これらが受理された。その後、Cが妊娠した。

以下の(1)及び(2)について、条文をあげながら簡潔に説明しなさい。

(1) AがBに無断で協議離婚届を提出したことを知ったCは、Aとの婚姻関係を解消したいと考えている。どのようにすればよいか。(10 点)

(2) 上記(1)により、AとCとの婚姻関係が解消された場合、Cが婚姻解消前に生んだ子Dは、Aの嫡出子としての身分を失うか。(5 点)

#### [小問2] (35 点)

甲には、妻乙、乙との間の子X、Y (いずれも成人) がいたが、平成22年2月12日、甲は死亡した。同日当時、甲には、乙と暮らしていたA土地とその上に建っているB建物(当時の評価額合計3500万円)、甲が個人で経営していた旅館(C土地及びその上に立っているD建物; 当時の評価額合計1億3000万円)及び銀行預金1000万円があった。

平成22年10月1日、乙、X及びYの間で、概略、以下の内容の遺産分割協議が成立した(以下「本件遺産分割協議」という。)

- ① Yが甲の相続財産のうち、A土地・B建物、C土地・D建物を取得する。
- ② 銀行預金1000万円は、乙及びXがそれぞれ500万円ずつ取得する。
- ③ Yは、Xと仲良く交際する。
- ④ Yは、B建物において乙と同居する。
- ⑤ Yは、乙を扶養し、乙にふさわしい老後を送ることができるよう最善の努力をする。

Yは、本件遺産分割協議に従い、平成22年12月1日、乙と同居し始めたが、乙と不仲となり、同23年2月ころから乙の食事を用意することを拒否し、乙の国民健康保険の保険料を支払わなくなるとともに、乙に対して暴力をふるうようになった。

このようなYの乙に対する虐待等を知ったXは、Yの債務不履行を理由として遺産分割協議を解除することができるか。